

## 松原市臨時プレミアム付商品券の使い忘れはありませんか？

「松原市臨時プレミアム付商品券」の利用可能期限は、

**令和3年7月31日(土)まで**

期限を過ぎると使用できません。

また、未使用の商品券についての換金や返金はできませんので、ご注意ください。

※商品券に記載の利用期限は令和3年5月31日(月)ですが、令和3年7月31日(土)まで利用できます。詳細は、市ホームページ(下記QRコード)をご覧ください。

●問合せ 松原商工会議所(松原市臨時プレミアム付商品券事務局) (☎080-5786-7953、7954) ※平日 午前10時～午後4時(土曜・日曜・祝日を除く)



## 傷病手当金の適用対象期間延長について

給与などの支払いを受けている国民健康保険及び後期高齢者医療制度における被保険者の人が、新型コロナウイルス感染症に感染したことなど(発熱などの症状があり、感染が疑われる場合を含む)により、勤務することができなくなった場合に、緊急的、特例的な措置として、それぞれの保険者から支給される傷病手当金の支給対象期間が、右記の通り変更となりました。

**【変更前】**令和2年1月1日～令和3年6月30日

**【変更後】**令和2年1月1日～令和3年9月30日

●問合せ

国民健康保険については保険年金課  
 後期高齢者医療制度については医療支援課、  
 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課  
 (☎06-4790-2031)

新型コロナウイルス感染症

に関するお知らせ

## 市民プールの開設中止について

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について慎重に検討を重ねた結果、利用者の健康と安全確保の観点から、やむを得ず、今年度の**市民プールの開設中止**を決定しました。

ご理解、ご協力をお願いします。



●問合せ いきがい学習課

## マスクを着けることが難しい人へのご理解をお願いします

### マスクを着けたくても着けられない人がいます

#### マスクを着けられない理由

- ・発達障害や感覚過敏、皮膚や呼吸器の病気がある人はマスクを着けると肌に痛みを感じたり気分が悪くなります。
- ・聴覚に障がいがある人が口元や表情を読み取れないなどの事情で、家族や支援者がマスクを着けることが難しい場合があります。

#### ご理解をお願いします

マスクを着けていないことで、周囲から、わがままと誤解されたり、厳しい視線を向けられたり、心無い批判を受けることもあります。

マスクを着けていない人を見たら、何か事情があるかもしれないと想像してください。

不当な差別や偏見につながらないように、特性や事情を理解し、冷静な対応と行動をお願いします。

詳細は市ホームページ(右記QRコード)をご覧ください。

●問合せ 障害福祉課



## 令和3年度 保険料本決定のお知らせ

### 介護保険料・後期高齢者医療保険料

令和3年度の各保険料の決定に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書および納入通知書を7月中に各担当課より送付します。介護保険料の算定方法については同封のパンフレットをご覧ください。後期高齢者医療保険料の算定方法については右記のとおりです。  
※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人などに対する特例減免が適用できる場合があります。詳細は、各担当課へお問い合わせください。

#### 保険料の納入方法

##### ▶特別徴収(年金天引き)の人

原則として、年額18万円以上の年金受給者は、毎年度4月から年6回の年金受給時に、保険料を年金からの天引きでお支払いいただきます。

##### ▶普通徴収(年金天引き以外)の人

特別徴収の対象にならない人は、市が定める納期までに、納付書や口座振替で保険料をお支払いください。

##### ▶問合せ

- ・介護保険料▶高齢介護課(介護収納係)
- ・後期高齢者医療保険料▶医療支援課、大阪府後期高齢者医療広域連合 資格管理課(☎06-4790-2028)

### 忙しい人、なかなか外出できない人は 保険料の口座振替が便利です

#### ●手続き方法

- ① 保険料の納付書、預(貯)金通帳、預(貯)金届出印をご用意ください。
- ② 指定の金融機関または担当課までお申し込みください。
- ③ 毎月28日が口座振替日です(12月、3月は25日)。口座振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が口座振替日となります。

後期高齢者医療保険料は原則7月から3月の引き落としとなります。  
また、口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。  
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

#### 後期高齢者医療保険料の算定方法

令和3年度の保険料率については、大阪府後期高齢者医療広域連合において下記のとおり決定されました。保険料率(均等割額および所得割率)は大阪府内すべての市町村で均一です。

##### ▼大阪府の令和3年度 保険料の算定方法

保険料(年額) 限度額 64万円	=	均等割額 被保険者1人あたり 5万4,111円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率10.52%
------------------------	---	-------------------------------	---	-------------------------------------

※被保険者の所得は、年金収入のみの人で、その年金収入が330万円未満の場合、「年金収入額-110万円(公的年金等控除額)-43万円(基礎控除額)」となります。なお、マイナスの場合は0円です(遺族年金などの非課税年金は上記の年金収入額には含まれません)。

#### 保険料の軽減措置を継続します

・世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額(5万4,111円)が軽減されます。軽減割合は7割、5割、2割が適用されます。

・後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人については、当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます

▶問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課(☎06-4790-2028)

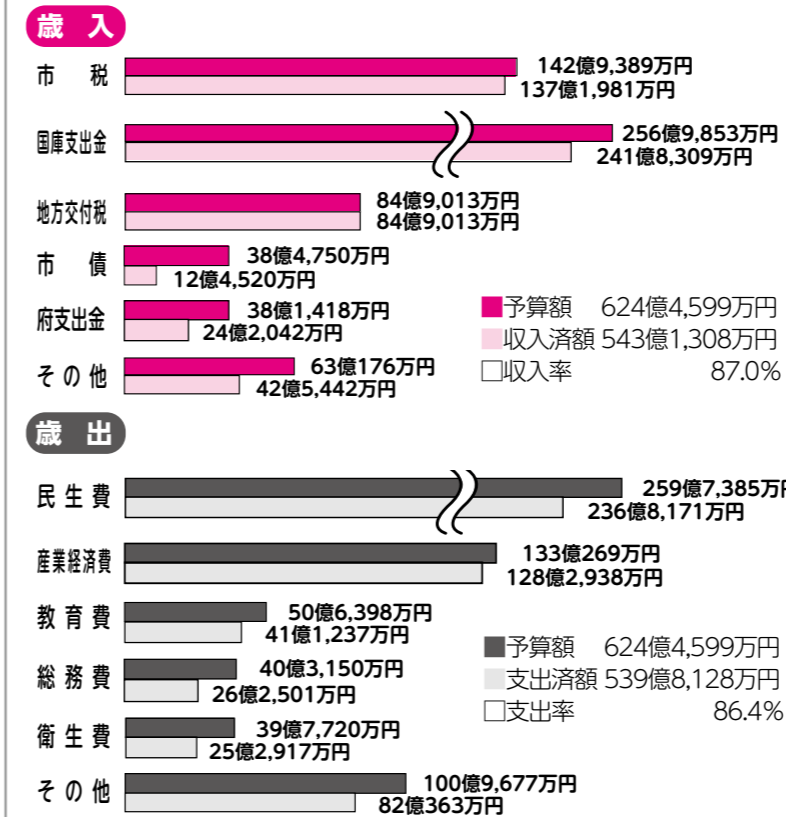
### 後期高齢者医療被保険者証が 桃色 に変わります

現在の被保険者証(薄緑色)の有効期限は、7月31日までです。新しい被保険者証は7月下旬までに簡易書留で郵送され、お手元に届いたときから使用できます。



▶問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合 資格管理課(☎06-4790-2028)

#### 一般会計予算執行状況(前年度からの繰越額を含みます)



令和2年度 予算執行状況

今回お知らせする財政状況は、令和2年4月1日〜令和3年3月31日のもので、予算を整理する出納整理期間(令和3年4月1日〜5月31日)の歳入、歳出を含んでいないため、決算額とは異なります。決算の状況は、広報まつばらで今後お知らせする予定です。

なお、各項目の金額は表示単位未満を四捨五入したもので、その内訳は合計と一致しない場合があります。また、市ホームページにおいても、予算執行状況について、より詳細な情報を掲載しています。左記QRコードからご覧ください。

▼問合せ 財政課



### 国民健康保険 7月31日有効期限の各種証書の更新について

現在お持ちの高齢受給者証などの有効期限は7月31日までです。申請が必要なものと、申請が不要で市役所から

自動的に郵送するものがありますので、下表を参考に、必要な場合は手続きをお願いします。

▶問合せ 保険年金課(保険係)

#### 限度額適用認定証の更新について

【更新手続きが必要な人】

証の種類	対象	使用期日
限度額適用認定証	70歳以上75歳未満の課税世帯で課税所得145万円以上690万円未満	申請月の1日から有効
	70歳未満の課税世帯	
限度額適用・標準負担額減額認定証	75歳未満の非課税世帯	

【更新手続きが不要な人】

70歳以上75歳未満の課税世帯で、課税所得690万円以上または、課税所得145万円未満の人は、高齢受給者証を提示することで、自己負担限度額までの支払いとなります。

#### 高齢受給者証・特定疾病療養受療証の更新について

高齢受給者証・特定疾病療養受療証の更新手続きは不要で、7月下旬までに郵送します。

特定疾病療養受療証をお持ちの70歳以上75歳未満の人は有効期限はありませんので、現在お持ちの特定疾病療養受療証をご利用ください。※前年中の所得によって、負担割合や負担額が変わる場合があります。

### 新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止に伴う対応について

申請手続きが必要な人について、市役所窓口での混雑による密集・密接を回避するため、市ホームページの申請書ダウンロードページ内から国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書をダウンロードし、必要事項を記入したうえで、郵送で手続きすることができます。ご理解・ご協力をお願いします。

また、市役所窓口での手続きを希望される場合におきましても、8月13日(金)までは特に混雑が予想されますので、来庁日の分散にご協力いただきますよう、お願いします。  
※8月中に手続きをしていただければ、8月1日(日)以降の受診分に対して有効となる証を発行します。





## 令和4年度以降の成人式について ～成人年齢引き下げ後も20歳の人を対象に式典を開催します～

民法改正により令和4年4月、成年年齢が18歳に引き下げられます。松原市は、令和4年度以降もこれまでどおり「実施年度中に20歳に達する人」を対象に式典を開催します。



### 20歳の式典名称募集

令和4年度以降の20歳の式典にふさわしい名称を募集します。松原市にお住まいの人であればどなたでもご応募いただけます。お名前・ご住所をご記入のうえ下記のとおりご応募ください。

- 申し込み** 右記QRコードよりメールにてお申し込みください。
- 締め切り** 9月30日(休)まで
- 問合せ** 地域教育課



ぜひ、応募してなっ!



## 松原市で防災士になろう

～資格取得に必要な経費を全額助成!～

▶問合せ 危機管理課

### 防災士とは



NPO法人日本防災士機構が認定する民間資格で、社会のさまざまな場で減災と防災力向上のための活動が期待され、さらに、そのための十分な意識・知識・技能を有する者として認められた人のこと。

### ～防災士資格取得研修講座 大阪松原10月コース募集～

市では、地域の防災リーダーや市の防災対策に協力していただける人の育成に取り組んでおります。つきましては、防災士資格取得研修講座を以下のとおり本市会場にて開催しますので、防災士資格取得を検討されている皆さんは、この機会に是非申し込みください。

#### ●研修日時

10月30日(出)・31日(日)の2日間  
※両日とも受講が必要。

#### ●研修会場

松原市役所8階 大会議室A・B

#### ●申し込み

7月5日(月)～8月31日(火)

市ホームページもしくは危機管理課にて申込用紙を入手してください。必要事項を記入の上、次の①～③のいずれかで申し込みください。

- ①危機管理課(土曜・日曜・祝日を除く平日の午前9時～午後5時30分 開庁時間内)に持参
- ②申込期間内必着で郵送(〒580-8501 松

原市阿保1-1-1 松原市役所危機管理課宛)  
③申込締め切り日までにFAX(072-334-7870)もしくはEメール(simin-anzen@city.matsubara.osaka.jp)

申し込み後、危機管理課より受付完了の連絡をします。研修費用をお支払いください。※申込期間中であっても、定員になり次第、受付終了とさせていただきます。

※補助金申請は申込受付完了後となります。  
※研修内容・費用・詳細な申し込み方法などについては、市ホームページをご覧ください。



### 松原市防災士資格取得補助金交付制度

#### ●補助対象

申請時において18～65歳の市民または本市と災害時協定などを結んでいる市内事業所もしくは市内の災害時サポート事業所に勤務する人で、地域防災の担い手として本市防災事業に協力できる人。

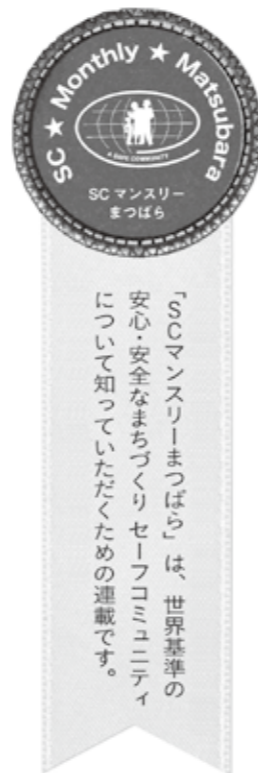
#### ●補助内容

防災士研修講座受講料、資格認証登録料、資格認証受講料の合計金額  
※詳細は市ホームページをご覧ください。



## 風水害に備えて情報収集を

▼問合せ 危機管理課



台風などの風水害から身を守るためには、情報収集や早めの行動が大切です。事前に「総合防災ガイドマップ」で、自宅が浸水想定区域に入っているか、最寄りの避難所はどこかを確認し、浸水のおそれがある場所に

いる人は、早めに安全な場所へ避難(水平避難)するようにしましょう。また、大雨などの気象情報や河川の水位に関する情報は、左記ホームページから入手することができますので、事前に確認しておきましょう。

#### ●松原市ホームページ

松原市の避難所や災害・防災情報、松原市防災ガイドマップの入手



#### ●川の防災情報

全国の雨量や水位洪水予報に関する情報などを提供

#### ●気象庁ホームページ

全国の気象に関する警報・注意報を発表



#### ●大和川河川事務所

大和川の水位・雨量情報などの情報を提供

#### ●大阪府河川防災情報

洪水予報など大阪府の河川の防災情報を提供



#### ●おおさか防災ネット

災害発生時の被害・避難情報などの防災情報を提供